

公立大学法人滋賀県立大学監事監査規程

平成 18 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 103 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）および公立大学法人滋賀県立大学定款（以下「定款」という。）に基づき、監事が行う公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）の業務の監査等に関し、必要な事項を定める。

(監査の目的)

第 2 条 監査は、法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を確保することを目的とする。

(監査の対象)

第 3 条 監査は、法人の業務および財務会計について行う。

(監査の種類)

第 4 条 監査は、定期監査および臨時監査とする。

(監査の方法)

第 5 条 監査は、書面監査および実地監査により行う。

(監査計画)

第 6 条 監事は、毎年度初めに監査計画を作成し、速やかに理事長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りではない。

(監査の事務補助)

第 7 条 監事は、監査室の職員に監査に関する事務を補助させることができる。

2 監事は、必要と認める場合は、事務局長の承認を得て、前項の職員以外の職員に臨時に監査の事務を補助させることができる。

3 監査の事務を補助する職員は、監査の実施に当たり知り得た情報を漏らしてはならない。

(監査への協力義務)

第 8 条 役員（監事を除く。第 11 条および第 14 条において同じ。）および職員は、監事および監査の事務を補助する職員の求めに応じ、監査に立ち会い、必要な資料または物件を提示し、説明および報告を行い、監査の円滑な遂行に協力しなければならない。

(監査報告の作成等)

第9条 監事は、監査終了後、監査報告を作成し、速やかに理事長に提出しなければならない。

2 監事は、前項の場合において必要があると認めるときは、意見を付すことができる。

3 理事長は、監査報告に基づき改善すべき事項がある場合には、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に回答しなければならない。

(知事への意見の提出)

第10条 監事は、法第13条第9項の定めるところにより知事に意見を提出する場合には、あらかじめ理事長にその旨を通知しなければならない。

(理事長等への報告)

第11条 監事は、法第13条の2の定めるところにより、役員が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法、他の法令、滋賀県の条例もしくは規則もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、知事に報告しなければならない。

(重要な会議への出席)

第12条 監事は、法人の管理運営等に係る重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(監事の閲覧する文書)

第13条 監事は、必要に応じて、次の各号に掲げる文書を適宜閲覧することができる。

- (1) 知事に対する認可または承認の申請書、知事から発せられた許認可等に関する文書その他の重要な文書
- (2) 前号以外の官公庁に提出する重要な文書および前号以外の官公庁から発せられた重要な文書
- (3) 規程の制定および改廃に関する文書
- (4) 事業計画、予算および資金管理に関する文書
- (5) 契約に関する重要な文書
- (6) 訴訟に関する重要な文書
- (7) 事故に関する文書
- (8) その他業務に関する重要な文書

(役員および職員の不正行為等の監事への報告)

第14条 役員および職員の不正行為、違法行為もしくは著しい不当事実がある場合または業務上の重大な事故もしくは異例の事項が発生したときは、役員または職員は、速やかにその旨を口頭または文書で監事に報告しなければならない。

(規程等の制定、変更)

第15条 理事長は、この規程、その他関連する細則および要綱を制定または変更する場合は、監事の意見を聴かななければならない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。